

北海道景観審議会

第 53 回会議 議事録

と き 令和 5 年(2023 年) 8 月 2 日 (水)
13 時 30 分～15 時 20 分
ところ 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
かでの 2・7 730 会議室

出席委員(R5.8.2)

愛甲 哲也
池ノ上 真一
伊藤 千織
鈴木 信宏
高橋 真美
津田 智成
中田 光治
二宮 直輝
長谷山 裕一
村田 徹哉
室矢 法文
森 朋子

計 12 名

第 53 回北海道景観審議会 議事録

1 開会

○平舘課長補佐 それでは定刻となりましたので、ただいまから「第 53 回北海道景観審議会」を開催いたします。本日はお忙しい中、ご参加いただきましてありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、北海道建設部まちづくり局都市計画課の平舘でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、審議会の開催要件の確認を行います。本日は委員総数 15 名中 12 名の委員のご出席となっておりますので、北海道景観条例第 35 条第 2 項の規定による開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。

前回の第 52 回北海道景観審議会の後、上田委員が勤務先の関係でドイツへ派遣されることになり、辞任されました。それに伴いまして、委員の改選がございました。また、6 月 1 日付け人事異動に伴い、事務局側も変更がありましたので、ご紹介いたします。

事務局からお名前を読み上げますのでご起立いただきますようお願いいたします。

北海商科大学商学部教授、池ノ上真一委員です。

○池ノ上委員 はい。北海商科大学の池ノ上です。建築都市計画やまちづくりを専門にしています。よろしくお願いいたします。

○平舘課長補佐 よろしく申し上げます。続きまして、私ども事務局の紹介をさせていただきます。都市計画課長の樺澤です。

○樺澤都市計画課長 樺澤でございます。よろしくお願いいたします。

○平舘課長補佐 景観及び広告を担当しております、久保です。

○久保主事 久保と申します。よろしくお願いいたします。

○平舘課長補佐 同じく、笠島です。

○笠島主事 笠島と申します。よろしくお願いいたします。

○平舘課長補佐 それでは開催にあたりまして、北海道建設部まちづくり局都市計画課長の樺澤からご挨拶申し上げます。

○樺澤都市計画課長 改めまして、都市計画課長樺澤でございます。第 53 回の北海道景観審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は大変お忙しい中、また暑さ厳しい折、全道各地からお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

前回の審議会は今年の 3 月に開催しまして、再生可能エネルギー発電施設と道の景観施策における議論をいただいたところでございます。

景観計画における、景観形成基準や、平成 27 年に策定いたしました「太陽

電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」については、現在の再生可能エネルギー施設に係る問題を把握するとともに、対応していなかった洋上風力に関しまして、検討を進めるべきではないかとのご意見をいただいております。

本日の審議会では、再生可能エネルギー発電施設における景観施策について、引き続きご議論いただくため、道内各市町村の再生可能エネルギー施設に対する、条例やガイドラインの策定状況、また、洋上の風力発電の現状、さらには、再生可能エネルギーの事例等について資料をご用意させていただきました。

また、道内各市町村の景観行政団体への移行状況についてもご報告させていただきますので、ご意見等をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、北海道における良好な景観形成のため、委員の皆様のお力添えをいただくことに感謝申し上げます、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○平舘課長補佐 それではお手元に配付しております、資料の確認をさせていただきます。本日お配りしておりますのは、次第、名簿、資料1-1、1-2、資料2、資料3-1、3-2、資料4、資料5-1、5-2、資料6、資料7-1、7-2、資料8、資料9となっております。不足しているものがございましたら事務局までお申し出ください。何か問題等ありましたら、途中で挙手にてお知らせくだされば幸いです。

それではこれ以降の議事進行につきましては、愛甲会長をお願いいたします。

2 前回の確認

○愛甲会長 暑い中お集まりいただきありがとうございます。

それでは早速議事に入りたいと思います。まず、前回から委員の一部が交代されたということもありますので、前回の振り返りをしていきたいと思い、資料1-1と1-2でご説明をお願いいたします。

○廣田景観係長 それでは資料1-1、1-2についてご説明させていただきます。

はじめに、資料1-1第52回北海道景観審議会の議事概要について。前回の景観審議会の振り返りであります。

議事にはご覧のとおり景観審議会の会長副会長の選出や部会員の指名、議題として、再生エネルギー発電施設と道の景観施策のあり方について、報告はご覧の三つの点がございました。

事務局からは、景観法及び法に基づく制度等の景観法活用状況など、また北

海道景観計画による太陽光発電設備及び風力発電設備の届出基準等について説明させていただきました。

そうしたところ、委員の皆様から、ガイドラインの地域区分毎の配慮事項を、より具体的な内容を数値基準として示すべきではないか、現行のガイドラインでは、各々の自治体で判断できないこともあるため、全体の方向性を示すよう整理が必要ではないか、ガイドラインの地域区分について、現行のままでは届出者が実際とは違う認識をして申請する可能性があるとともに、視点場と対象場の話が混合しているため整理が必要だと感じる、風力発電は、単体の鉄塔の基準を現在適用されているが、実情を考慮すると群で風車が並んでいるため、基準を再検討して欲しい、届出基準を超えない物についても影響が無いか検討する必要があると考えられるため、その様な事例について、写真やシミュレーションがあれば良いというような意見をいただきました。

続きまして、前期の審議会の話題になるのですが、第51回北海道景観審議会で、歴史的建造物と道の景観施策についてという継続課題がございました。

事務局の説明については、北海道景観形成ビジョンは、平成31年3月に改訂し、その基本方針として関連施策との連携により目指す良好な景観づくりとして、観光振興に繋がる景観づくりというものが挙げられていました。その他歴史的建造物等について取り組んでいくような記載があるというような説明をさせていただきます。

委員の皆様からは、歴史的建造物の実態は、景観施策に対して生かされていないのかという話はあまり上がっておらず、審議会でも最近話題になってなかった。各市町村長の意思の度合いによって保存するか解体するかという形になってくる。そこを、金銭的にも、北海道や国がどう保全・バックアップしていくかというのも重要である。金銭的なバックアップを北海道ができるかというのも課題ですし、重要な建造物であるかどうかという評価を誰がするのかということ、また国土交通省が、例えば重伝建地区に指定するということまで行けば、それはお墨付きが出るわけです。ただ、もっと手前の話で、その町にある倉庫が一つ残っていたとしたら、それはどうなのかという課題もある。北海道の景観形成ビジョンの、歴史的建造物の維持・保全・活用がすごく難しい話であって、お金の部分について、利活用ができなければやはりお金を投入することが難しい。利活用を考えた時は、地震で崩れてしまう建物が多いため、耐震補強する。その場合、膨大な費用がかかるといったご意見をいただきました。

また、一つの建造物の歴史的な価値がどうかという評価であるけども、その地域全体として歴史的な建物群があることによる価値、というような見方も非常に大事である。また、建物の歴史的価値の評価をできる人が増えていけば、

物としての価値が定義づけられ、それが保存という方向に向かうかもしれない。直接お金をかけて保存をして耐震補強もして、活用を考えて何回も使っていく。ヘリテージマネージャーという仕組みによって社会全体で建造物の価値を評価するようなコンセンサスをつくっていきけるような人材を育成することも必要ではないかという意見をいただいております。

この件については、継続課題としております。以上でございます。

○愛甲会長 はい。ありがとうございました。歴史的建造物と景観施策との関係は、前会長からも引き継いでいる課題で、前回、できればこれについての説明もお願いしたところでしたので、今回改めて説明をしていただきました。ありがとうございました。

今ご説明いただいた前回の議事概要と、この歴史的建造物と景観施策の関係について、歴史的建造物についてはまた改めて、今年度の景観審議会の中で、どの程度時間をとれるかわかりませんが、また議論する機会を作りたいと思います。このまとめられた内容について何かご意見ご質問等ありましたら伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

私から一つ質問いいですか。歴史的建造物の関係について、第51回の時に確か私欠席していたような気がするのですが。

○廣田景観係長 はい。そのとおりです。

○愛甲会長 残念ながら、確認がきちんとできていないのですが、実態の把握というのがどういうふうになっているかということと、建造物そのものは、教育委員会でも把握されていたりするのかなと思っていたりするのですが、その関係というか、現状の整理というのは、どのようになっているのでしょうか。

○廣田景観係長 建造物という形で認定されているものに関しては、教育庁や各市町村でいろいろ取り組んでいただいて、認定しているというものについては、我々の方でも把握しようとしているというような状況ですが、一覧表を作成しているような状況には、まだ至ってないです。

○愛甲会長 はい。わかりました。実態の把握も含めて、まだ課題があるということでもいいですね。ありがとうございます。ほかに何かございますか。

○中田委員 はい。

○愛甲会長 どうぞ。中田委員。

○中田委員 最後のページの、ヘリテージマネージャーの人材を育成するということも必要というような、あまり責任のないような文章になっているんですけど、2013、2014年くらいから、北海道建築士会と、それから文化財保護協会と、歴史的地域資産研究機構の3者ぐらいでこの教育をはじめまして、私は2015年の2期生なのですが、たしか50人近く出ています。それからもう10年近く経っているのに、200人程度と結構育っているはずですよ。そのあたりをも

うちちょっと、これだけ育ってきているというような文章にした方がいいのではないかという気はします。以上です。

○**廣田景観係長** 建築士会で行っているヘリテージマネージャーの養成講座の講師を私の方で務めさせていただいております、関わっている状況にはあります。

毎年 50、60 人受講されているので、確かに年数を考えれば結構な人数が育成されているのかなと思います。

○**愛甲会長** ここに書いてあるのは委員からの一つのご意見だと思うのですが、いまおっしゃったように、そういう方々もいらっしゃって、こちらも講師としてやっているけれど、うまく景観施策と結びつけて、活用できていないというところも、課題としてあるわけですね。

どちらがやるのかという話もあると思いますが、歴史的建造物そのものとさらにその周囲が生み出している景観の話が、ここに上がってきていると思いますので、そのあたりについて、少し検討しようということだと思います。

ついでには、今やっている再生可能エネルギーの件の次になるかもしれないですが、検討できればと思いますので、よろしく願いいたします。

では、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは議事に入っていきたいと思いますので、報道機関の方の撮影及び録音については、これ以降はご遠慮くださいますよう、お願いいたします。

3 議事

(1) 再生可能エネルギー発電施設と道の景観施策とのあり方について

○**愛甲会長** 議事 1、再生可能エネルギー発電施設と道の景観施策とのあり方について、前回審議会でも出された意見に基づいて、資料を作成していただいておりますので、説明をお願いいたします。

○**廣田景観係長** それでは、資料 2 をご覧いただきたいと思います。景観計画等の見直しの必要性ということで、ガイドラインを巡る社会的背景として、平成 26 年に景観計画に太陽電池発電設備及び風力発電設備に係る届出対象行為への位置づけを景観計画で明確化しております。続きまして、平成 27 年に

「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を策定しました。平成 29 年に洋上風力発電導入拡大のため、「一般海域における利用調整に関するガイド」が策定されまして、ガイドラインの策定後、脱炭素社会の実現等を目的として、大型再エネ発電設備の建設が加速している状況でございます。

当審議会における委員の意見などについてご紹介させていただきます。ガイドラインの地域区分毎の配慮事項を、より具体的な内容を数値基準として示す

べきではないか。現行のガイドラインでは、各々の自治体で判断できないこともあるため、全体の方向性を示すよう整理が必要ではないか。ガイドラインの地域区分について、現行のままでは届出者が実際とは違う認識をして申請する可能性があるとともに、視点場と対象場の話が混合しているため整理が必要だと感じる。風力発電は、単体の鉄塔の基準を現在適用されているが、実情を考慮すると群で風車が並んでいるため、基準を再検討して欲しい。届出基準を超えない物についても影響が無いか検討する必要があると考えられるため、そのような事例について、写真やシミュレーションがあれば良い。

続きまして、各自治体の対応として、再エネに関連する条例やガイドライン等を制定し、独自の規制等を行っている市町村がございます。

続きまして、再エネ設備を巡るトラブルなどの問題。展望地からの眺望への影響を極力回避・低減すること等への配慮を促すことは可能と考えます。条例を制定済の自治体において、条例で抑制区域を定めているものの、より厳しい基準を求める意見が多いなど、いろいろ意見がある状況です。

続きまして、促進区域への指定。令和5年5月12日に経済産業省と国土交通省が北海道の5地域を「有望な区域」として整理いたしました。今後、促進区域に指定される可能性があります。促進区域に指定されますと、洋上風力発電設備の建設が進むこととなります。

現在のガイドラインでは、洋上風力発電設備に関する審査基準等がございません。

よって、景観計画、景観形成基準及びガイドラインの見直しについて検討していきたいという結論になっております。

続きまして道内の市町村における再生エネルギー関連条例や、ガイドライン策定状況について、原から説明させていただきます。

○原主事 お手元の資料3-1をご覧くださいと思います。こちらについてはエクセルの表になりますので、スクリーンに映すのが難しいため、お手元の資料でご確認いただければと思います。

資料3-1と3-2については参考資料としてご覧くださいと思います。

まず資料3-1ですが、道内市町村における再生可能エネルギー関連条例等制定状況をまとめたものになります。景観条例ですとか、再エネ関連条例、ガイドラインを対象としてインターネット上に公開されている情報をまとめたものになります。抜け漏れや誤りがある場合はご容赦いただければと思います。

また、表の中の一番右の禁止区域等については、景観に関わりがあると考えられる部分のみ記載をしております。

全般として、薄い色で色を付けている市町村がございいますが、こちらは、届

出等対象の数値基準が北海道よりも小さい、あるいは北海道では設けていない、高さ等の数値規制がある市町村、あるいは禁止区域等を設けている市町村になります。

再生可能エネルギー関連の条例や景観条例を作成している市町村については、北海道の基準よりも少し強い基準を設けている市町村が多いというような状況となっております。

特徴的なものを挙げますと、3ページ目になりますが、古平町が太陽光と風力を対象とした条例を制定しております。太陽光は総面積12,000平方メートル、風力発電については高さ20メートルを超えるものについて、届出に対して、町長が同意しないと定めております。

また、令和4年5月1日に景観行政団体に弟子屈町が移行しておりますが、景観条例において太陽光発電設備について、高さ5メートル、水平投影面積の和が1,000平方メートルを超えないようにすること、また、土地の勾配や敷地境界線から5メートル以上後退させること等の基準を定めております。

鶴居村も太陽光発電について施設基準を設けた条例を定めております。

各市町村において、それぞれ対応する問題について、再生可能エネルギー等の条例を作成しているような状況です。

次に資料3-2をご覧くださいと思います。こちらの資料については、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の促進区域指定されている都道府県・市町村における景観条例の状況です。

風力発電または洋上風力発電に関する記載があるのは、上の方にマルがついているところになりますが、青森県外ヶ浜市、山形県、新潟県、長崎県五島市の景観条例のみとなっておりますが、中でも長崎県五島市は洋上風力発電全てを届出対象行為としてしています。長崎県五島市の周辺で洋上風力発電の建設が盛んとなってきておりますので、それに対応した景観条例を作成しているものと思われます。資料3についての説明は以上となります。

○**廣田景観係長** 続きまして、資料4、再エネ設備を巡るトラブル、反対運動、不法投棄、国へ情報提供したい内容等について、ご紹介させていただきたいと思います。資料4については、紙の方をご覧ください。こちらの資料ですが、経済産業省北海道経済産業局の方で、北海道における再エネ条例等の制定状況というものを作成しております、その中から情報として抽出しております。

条例制定済の自治体について、立地問題とか景観問題について、①の表にあるとおり、道路からはみ出て設置した事業者に停止を求めた。現在停止中で、適地を探していきたいという状況ですとか、条例制定後に国の認定、FIT認定等を取得した事業で住宅からの距離が保たれていない事案。条例に基づき、指

導・監督を行ったが、一向に是正されなかった為、期限を定め命令を行い、風車を撤去してもらった。条例では、代表者の氏名及び主たる事業所の住所、発電所の所在地を公表することとしているという状況です。

景観問題として、景観条例に関して、当自治体内で多い声は以下のとおり、山が見えないという抵抗感。また、財産権の話になりますけれども、眺望の為に引っ越ししてきたのにホテルを建てられては困るため階数を低くするように動かすという雰囲気がある。風力は山の麓のポテンシャルは大きいですが、景観を阻害してしまうので成り立たないだろうと考えている。近隣の自治体の住民反対運動で再エネ建設が頓挫した話を聞き、当自治体としてもそうなるのではと懸念している。

次のページにいきまして、住民などからの反対意見ですね。漁業関係者から立てるなど訴えがあり、距離を離すことで解決した。2021年度に、景観計画区域に指定されている丘陵地区に太陽光発電設備が作られたことにより、住民の反対運動が活発化し、条例制定を求める署名活動に発展したとか、条例制定にあたり、パブリックコメントを行った際には100件を超える意見が寄せられたとか、条例では発電設備設置の抑制区域が制定されているが、抑制だけでなく禁止の区域の指定や、届出制でなく許可制を求める意見が多くございました。

住民からの苦情としては、小型風車が建設されたことで、シャドーフリッカーの影響で、夕方になると住宅内が明るくなったり、暗くなったりするとの苦情があった。条例制定前に国の認定を取得している案件ではあったため、当自治体から事業者にお問い合わせベースで対策を依頼し改善されたという情報でした。

事業者側の管理問題として、2021年に太陽光発電所の周りの柵が崩れ、倒れていたのを直した、とか、2022年に積雪でパネルが脱落し、近くに住宅もあるため、重大な事故になりかねないため、早く措置をするよう電話や通知文を送付したが、対応は遅かったというような情報がございました。

続きまして、ガイドラインのみ制定の自治体の情報についてですが、景観問題としては、業者や電力会社が接続に有利とのことで相談が多い。海沿いは、山の方は景観を損なう、対応に苦慮しているという情報と、立地問題として、農業振興地域に許可無く設置。開発行為の届出がないまま建設した。役場と事業者の話し合いは決裂し、当自治体から撤去命令書、内容証明付きを出したという情報です。

事業者からの説明不足という情報では、説明会の未実施、住民の通報により突然工事が始まったと知った。その後、事業者の虚偽などが発覚し、住民の疑惑はどんどん大きくなった。当自治体としては都市計画法や建築基準法の基準をクリアしているものに過度な規制をすることは困難と考え、見送ることにしている。禁止や許可制の条例を制定すると事業者等から訴えられるリスクがあ

ると考えている。そのような条例を制定している自治体もあるようだが、訴えられるリスクをとって制定したのだと認識している。その後、太陽光発電所建設計画に係る苦情案件について、地区の状況としては、認定事業者は特段の動きはしていないという情報がございました。

同じく、ガイドラインのみ制定している自治体の住民からの苦情としては、小型風車が建設されたことで、シャドーフリッカーの影響で夕方になると住宅内が明るくなったり暗くなったりするとの苦情があった。事業者にお問い合わせで対策を依頼し改善されたという情報と、事業者の管理問題として、太陽光発電所の周りの柵が崩れていたのを直した。積雪でパネルが脱落したものについて、事故になりかねないため、措置をする様電話や通知文を送付したが、対応は遅かった。

また、住民等からの反対意見ということで、過去に太陽光発電で住民の反対があり揉めた事案が2件あり、事業者は同じであったという情報が寄せられております。

次に条例とガイドラインを制定していない自治体の情報では、景観問題として、山の眺望を考えて家を建てたら、向かいに広い面積の太陽光パネルを建てられ、景観が損なわれたという相談があったが、高さもあまり高くなく制限がかかる用途地域でもないので、何もできなかったという状況です。

風力発電については、景観への心配、低周波への苦情があり、一部住民から反対の要望書が出された。環境アセスの対象事業で、準備書の段階なので、意見を述べているという情報がございました。

小水力のダムがあり、FIT制度に沿っているが、結果について反対意見が議会であった。住民も同じようなアレルギー感情や反対意見があると想像しているという情報がございました。

立地問題としては、事業者が太陽光パネルを敷地一杯に建てた結果、日照権や雪の問題が起きた。隣の住宅や道路に雪が入ったことで、事業者が隣人と話し合い解決されたという情報がありました。

太陽光パネルで自分の農地までトラクターが入れないのではという話があり、入れたので解決したが、太陽光パネルによって営農に影響はないのかという質問があったという情報がありました。

住民の苦情として、先ほどと同じくシャドーフリッカーの問題があったというケースです。

また、住民等からの反対運動として、自治体運営の住宅を解体し、土地を売却した際に、太陽光パネル設置を検討中の事業者が名乗りを上げ、住民から反対運動があった。住民との合意形成を条件に契約を締結したけども、合意形成が得られず、契約が白紙になったという情報がありました。

条例では、発電設備、設置の抑制区域が制定されていくが、抑制だけでなく、禁止の区域の指定や届出制でなく、許可制を求める意見が多かった。

ただし、当自治体としては都市計画法や建築基準法の基準をクリアしているものに過度な規制をすることは困難と考え、見送ることにした。

先ほどと似たようなケースの意見がありました。事業者の管理問題として、保守管理の懸念、本州の中小会社が管理、保守管理をしており、冬期、豪雪のため、破損などのトラブルで早急な対応できないのか不安である。

太陽光発電所の土砂流出事故が発生した事業者を改善、事業者への改善指示を出しているところ。昨年、降雪量が多く、太陽光が破損し、強風で飛ばされることがあり、保守管理会社のメンテに不安を覚えている。

大規模太陽光については、植樹をしてパネルを隠すように依頼しているが、ルールを無視されることもあるといった情報がありました。

事業者からの説明不足として住民に対して説明会はなかったという情報がありました。

今までの情報について、ガイドラインに沿っているかどうかという区分で整理した表です。

該当している事例としては、制定済みの自治体、条例制定済みの自治体の場合の該当している事例として、条例に基づき、指導・監督を行ったが、一向に是正されなかった為、期限を定め、命令を行い、風車を撤去してもらった。

条例では、代表者の氏名及び主たる事務所の事業所の住所、発電所の所在地を公表することとしている。

該当していない事例として、漁業者から立てるなどの訴えがあり、距離を離すことで解決した。条例では、発電設備設置の抑制区域が制定されているが、抑制だけでなく、禁止の区域を指定や届出制でなく許可制を求める意見が多かった。

2つ目のガイドラインのみの制定の自治体についてです。農業振興地域に許可なく設置した。開発行為の届け出がないまま建設したと、役場と事業者の話し合いは決裂し、当自治体から撤去命令書を送付している。

該当していない事例については、都市計画法や建築基準法の基準をクリアしているものに過度な規制をすることは困難と考え、見送ることにした。

3つ目の条例及びガイドラインを制定していない自治体について、該当している事例としては風力発電については、景観への心配・低周波への苦情があり、一部住民から反対のため、要望書が出された。環境アセスの対象事業で、準備書の段階なので意見を述べているということと、該当していない事例として、条例では、発電設備の抑制区域が制定されているが、抑制だけでなく禁止の区域の設置指定や、届出制でなく許可制を求める意見が多かったということ

です。

現行のガイドラインで審査できるもの・できないものというもので整理した次の表なのですが、審査できているものとしては、地域の良好な景観資源への近接や観光地地域への設置を避ける確認です。

あと、ラムサール条約登録湿地とか鳥獣保護区などの指定地域と周辺並びに自然公園の周辺並びに歴史的文化施設への直接の設置、展望地から眺望への影響を極力回避・低減することの確認及び設置する場所への土地利用状況を見極め、ゆとりある周辺環境の確保に努めるということが、審査として一応できているものとして整理させていただいております。

できないものとしては、条例で、発電設備設置の「抑制区域」が制定されているが、抑制だけでなく「禁止」の区域の指定や届出制でなく許可制を求めるといふことと、都市計画法や建築基準法の基準をクリアしていけるものについて、更にそれ以上を上回る規制をかけることは、少し難しい。

また、禁止や許可の条例を制定すると、事業者が訴えられるリスクがあるということです。

そういう整理とさせていただいております。

続きまして、「資料5-1 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律について」ということで、ご説明させていただきます。

略して、再エネ海域利用法と言われておりますが、この法律は、2019年4月1日より施行となっております。

洋上風力を進める上で、海域利用に関する統一的なルールが今までなかったということと、先行利用者との調整が、なかなか難しいといった課題があり、それに対応するためにこのような法律がつくられ、特徴としては、国が洋上風力発電事業を実施可能な促進区域を指定し、公募で事業者を選定する。

長期占用を可能とし、30年という占用期間を担保するという形になっております。

また、関係者間の協議の場である、協議会を設置して地元調整を円滑化するとか、区域指定の際、関係省庁とも協議して、他の公益との整合性を確認するという制度となっております。

国内の洋上風力発電に関する動向としては、前回の審議会で資料を示しましたが、全国各地で今、進んでいる状況でございます。

北海道では主に日本海側の南側南西部側、石狩や後志、檜山など、日本海側が中心に進んでおります。

これらの地域のうち、岩宇・南後志地区沖、島牧沖、檜山沖の3区域については、今年1月、セントラル方式による調査対象区域に選ばれております。

また、先ほどもお話ししましたが、今年5月12日に石狩市沖、岩宇・南後志地区沖、島牧沖、檜山沖、松前沖について、有望な区域として整理したと発表されております。

地図的にはこのようなエリアになっております。区域指定から運営開始までのスケジュールについては、代表的な例を示しています。

促進区域に指定されますと、その翌年に事業者を選定する作業に入ります。

さらにその翌年に、FIT認定、区域の占用許可が下りるといったような流れになると聞いております。

資料5-2、国内の洋上風力発電施設の導入事例です。

表のとおり道内、国内で12ヶ所導入事例がございます。今のところ、海底から基礎を立ち上げて、風車を設置する着床式というのが主です。

今後、浮体式とって、浮いている状態で、アンカーで海底からワイヤーで固定して発電するという方式が進んで出てくるものと思われま

す。写真の事例については、後ほど見ていただければと思います。以上、資料5-2の説明でございました。

続きまして資料6の方の説明を原の方からさせていただきます。

○原主事 資料6の説明をさせていただきます。こちらは、6月に日本海沿岸の32市町村を対象として、洋上風力発電設備の設置に関わるアンケートを行いまして、その結果になります。

調査項目としては、条例やガイドラインの制定状況、それから守りたい景観資源の有無について、調査を行いました。32市町村にアンケートを行い、27の市町村から回答を得ましたが、条例等の制定状況としては、先ほどの資料3-1になります。古平町それから奥尻町があると回答いただいております。古平町の方は、届出や設置に関わる基準として設置場所を示しているほか、高さの方の制限を設けております。

また、現在条例を制定していない市町村については、条例等の制定予定があると回答した市町村はありませんでした。

次のページに進みまして、守りたい景観資源についてです。こちらの方は、回答を得られた27市町村のうち13の市町村で、守りたい景観資源があると回答いただいております。

オレンジ色で塗ってあるのが該当の市町村になりますが、傾向としては、宗谷・留萌地域に多い傾向となっております。具体的な景観資源については次のページからになります。

宗谷地域においては、利尻山を望む景観ですとか、夕日を含めた日本海を望む箇所を挙げた市町村が複数ありました。別のものについては、お手元の資料をご覧ください。

次のページ、留萌地域においては、天売島、焼尻島が海を隔てた景観資源として挙げられておりましたが、その他は岩ですとか、漁港など沿岸の景観資源が挙げられております。

3番目と4番目の後志地域・檜山地域についても同様に、沿岸の景観資源が守りたい景観資源として、主に挙げられております。全体的な結果としては守りたい景観資源の有無の回答のように市町村によって、景観資源を守っていくことについても温度差があるかなというような傾向となっております。資料6についての説明は以上となります。

○**廣田景観係長** 続きまして、資料7-1「再生可能エネルギー施設の見え方」について、事例の紹介になります。最初の事例として、厚岸町尾幌にあります、山の傾斜地に設置された太陽光パネルです。写真にありますとおり、山の斜面全体が太陽光パネルで、埋め尽くされるような状況となっております。

続きまして、十勝の音更町十勝川温泉の十勝が丘公園隣接地に設置されている太陽光パネルの事例になります。斜面の方に太陽光パネルが設置されていて、遠くから見た際に、林ではなくて、太陽光パネルの黒っぽい斜面になるというような、特に冬は目立つという状況となっております。

次の事例として、石狩湾新港の工業地域にあります太陽光パネルは、沿道に設置されたパネルで、歩道の横に柵があり、そこを隔ててすぐ、太陽光パネルが見える状況になっているケースと道路側の方に防雪柵が設置されており、このようなケースでは、目隠し効果が得られるというような事例として写真を紹介させていただいております。

続きまして、風車の見え方について近距離からの見上げということで、石狩湾新港の工業地域に設置されている風力発電施設になります。

大体500メートル弱から350メートルぐらいの距離での撮影した風車の写真になります。こちらが500メートル弱で撮影している写真の風景になります。こちらが350メートルちょっと位の距離で撮った同じ風車の写真になります。

次は少し離れた場所から見た風力発電の写真ということで、寿都町の風太風力発電所をにしん番屋の国道沿いの駐車帯から風力発電所を見た風景としての写真です。

番号を5番まで振ったのですが、実際はもうすこし他の施設の風車も見えている状況にあります。

次が、尻別川の横の山の上に建っている風車の写真になります。距離としては3キロちょっと離れた状況での見え方になります。こちらの方は、本当は6基あるのですが、右側の方に少し山が高くなっている部分があり、そこの陰に隠れていて見えない状況になって、今、見えているのは、実際、5基となっております。

次が銭函風力発電所の銭函の海岸に設置されている風車を対岸の小樽市高島から見た写真になります。

純粹にA4の写真に落とすと、何だかさっぱり分からないので、少し拡大すると、こういうような感じで施設とか風車が並んでいるという状況になります。肉眼だとこのような感じで見えるのですが、写真にするとA4だと厳しいなというところですよ。

続きまして、累積的影響の事例として、伊達のウィンドファームの例です。3件の事業を合計25基の風車が集積している状況でございます。

写真だと伝わりにくいので、動画で状況を紹介します。このように風車がずらっと並ぶような状況になっております。

同じく集積された風力発電ということで、宗谷岬に設置されている風車で。こちらの方もかなりの数が設置されている状況にあります。

小規模風力発電設備ということで、遠別町の啓明の事例です。高さが、おそらく15メートル未満ということで、我々の届け出対象にならないレベルの風車の事例ということで、取り上げております。

以上、資料7-1の事例の説明でした。

続きまして、風力発電設備の設置のイメージ写真ということで、優良な眺望点から風力発電が設置されてしまうとどのように見えるのかという合成写真を作成したので、ご紹介します。

豊富町の稚咲内海岸から利尻山を見た写真になります。ここに洋上風力発電ができるとこのように見えるという事例です。

およそ3キロ沖合に150メートルの高さの風車ができれば、このように見えるのではないかとという写真です。

続きまして、余市町のろうそく岩です。こちらも、高さ100メートルの風力発電の風車が、沖合1.9キロに設置されたらこのように見えるのではないかとという写真になっております。

続きまして、せたな町の三本杉岩という有名な岩があるのですが、こちらは、高さ100メートルの風車が沖合500メートルに建っているイメージ写真です。

続きまして、江差町のかもめ島の写真で、高さ100メートルの風車が、約1.9キロ沖合に建っていると、このように見えるのではないかとという写真です。

以上が資料7-2で、ここまで前回の審議会等で、ご意見を頂戴したものの資料を作成した説明になります。

○愛甲会長 はい、ありがとうございました。

大変膨大な量の調査などをしていただいて、資料を作っていただきました。

今回は、これらについて、皆様から色々ご意見をいただき、問題点を抽出していこうということでございますので、ご質問なども含めて、コメントなどありましたら是非お願いいたします。

どなたからでも結構ですので、お願いいたします。

いかがでしょうか。はい。池ノ上委員。

○池ノ上委員 今日から参加させていただきますので、まず、質問をさせていただきます。

一つはですね、景観法で、規制法なので、どうしても法律の適用だけを考えていくと、今回挙げていただいた個別対応といいますか、どう規制をかけていくかというところに行くと思うのですが、もともと景観法ができた背景としては、地域のあるべき景観ビジョンというか、こんな景観にしていきたいという目標像みたいなものがあって、それに基づいて何を規制していくのかというところが決められていくと思うのです。

そういう意味で、今回のこの再エネ設備に関しての北海道としての景観のあるべきビジョンみたいなものが、これまで話し合われているのであれば、教えていただけたらなと思いました。

それと、もう一つは、価値の話なのですが、先ほどの歴史的建造物の時も一緒だと思うのですが、景観なので、視覚的にどう捉えるかというところが一つのベンチマークというか、基準になってくるのですが、ただ、人間「目」で見て、それが美しいかどうかとか価値があるかどうかという、その背景にある、本来、大きな価値というか歴史的価値とか建築的価値とか社会的価値とか経済的価値とか色々あると思うのですが、その価値の部分をどう捉えようとしているのかというところと、その規制をするときに、何を担保しようとしているのか、何をどんな価値を守ろうとしているのかというところで、これまで議論があったのであれば教えていただけたらありがたいなと思いました。

○愛甲会長 はい。ありがとうございます。

今ご質問だと思うのですが、いかがでしょうか。

○廣田景観係長 進めてきた議論というのは、先ほど資料1-1等でご説明した内容なのですが、景観の価値等に対しての目標に関しては、ガイドラインではなく、北海道景観ビジョンというのがございまして、そちらの方で、北海道のあるべき景観について示しています。

○池ノ上委員 それは、何か再エネ設備に関しては。

○廣田景観係長 再エネに関する記述はないです。

○池ノ上委員 言及されているものはない。

○廣田景観係長 言及はしていませんね。理想的な景観についての記述はありません。

○池ノ上委員 一つはその一定の、少なくとも審議会としての共通認識みたいなものはないと、なかなか議論として難しいのかなと思います。

規制のみしていても、おそらく開発か保全かみたいな対立を生むだけなので、何を目指していきたいのか、先ほどいろいろ例を見せていただいたのですが、何が良くて何が駄目なのか、はっきり言わないと、ガイドラインであっても条例であっても、開発事業者と話し合いにならないと思うのですね。

価値の部分も、例えば、先ほど資料3-2の他の自治体の事例で示していただいておりますが、山形県山形市のように、例えば生物生育環境に配慮することみたいなことが書かれていると思いますね。これは背景の話で、やはり湿地の話もそうですし、今までの自然公園法や他の法律で、面で抑えられるとか、大丈夫だという話はあったのですが、例えば、鳥の専門家と話していると、渡り鳥に関してはどうするのかみたいな話とか、生態系とか生物の活動そのものに対して、どう捉えていくのかという視点というのが必要ではないかなと思いました。

はい。ひとまず、以上です。

○愛甲会長 コメントは必要ないですか。大丈夫ですか。

○廣田景観係長 我々として今、目標として捉えているのが、北海道の自然の景観というのを売りにして観光客が来ていただく状況にありますので、そのような景観について、守っていききたいというような目標があります。

そのために、今回ガイドライン等を見直していききたいというふうに考えております。

○愛甲会長 ありがとうございます。今の池ノ上委員の話で、私のコメントを少しさせていただきます。

北海道景観形成ビジョンというのは基本的にまずあるので、景観の保存、正しい姿とかあるべき目標というのは、そこで基本的に掲げられている訳ですが、それに対して再エネが入ってきたときに、どのくらいその価値を、そこへ価値づけしているものを毀損する可能性があるかどうかというところは、議論しなければいけないところだと思うのです。

ただ、そこでもう一つできてないのは、再生エネルギー施設が生み出す景観というのも実はあって、そこはなかなか難しいところだとは思いますが、それについて議論できていないと思いますが、そこをどう位置づけるかというのは、考えなければいけない新たな課題かもしれないと一方では思ったりはします。

それともう一つが、後半の方で、生物系のお話をされましたが、この景観のガイドラインの中でそこまではカバーできないですので、それは自然環境審議会、別の審議会とか、別の担当の方でやってらっしゃる方で実際に検討して

いますし、それからアセスの方でもそこはチェックされることになる要件にもなっていますので、そこまで広げるのはここでは無理だと思います。ただそういった生物が生きている景観自体が、バックグラウンドの背景のものとして価値を持っているというのは重要な視点だと思いますので、他の部局でやっていることとも上手く連携を取りながら、今回の見直しは進めなければいけないと、今のお話を伺って、改めて思いました。

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。中田委員お願いします。

○中田委員 資料2の話なのですが、審議会における委員意見等の1番上のポツで、ガイドラインの地域区分毎の配慮事項を、より具体的な内容を数値基準として示すべきではないかという意見があります。

私も気になったのですが、ラムサール登録湿地、北海道に13箇所あるのですが、結構規模も大小いろいろあって、小さいのは、宮島沼の40ヘクタールくらいです。大きいのは、釧路湿原の800ヘクタールくらいです。モデル式にその湖の辺とその前後にどれくらいクリアランス取れば、その湖岸に立った時に、見えるかということを考えてみたのですが、なかなか、数値基準として数字を入れるのは難しいなというのは感想です。

例えば、宮島沼の場合ですが湖の直径が700メートルくらいあるので、向こう側は2700メートルと距離が稼げるのですが、後ろを振り向いて距離2キロメートルのところに200メートルの鉄塔が建設されると、タンジェントから求めて角度が5.6度になります。その5.6度がどうなのかという評価をしなければいけなくなります。土木学会の街路の景観設計などで見ますと10度くらいまでは景観的に問題が少ないとか、いろいろな人の意見がありますが、中々、数値基準としてオーソライズすることが難しい状況です。

例えば、5キロとかと決めたら良いのかなという気がしていますが、今後、部会でガイドラインの検討を行う時には議論になるのかなというのが一点です。

それから3番目のポチの地域区分についても考えてみました。そのガイドライン3章の9節のところに、6つ位の地域区分があり、2番目には自然環境地域があり、そこに森林とか河川とか、自然的な地域区分をまとめて書いてあります。私は、その箇所も気になりましたので、せめて港湾海岸地域と河川湖沼湿地区域と取り上げて、別に書いてみたいと思い書いてみました。

事務局にも昨日送って、見てもらっているところなのですが、港湾だったら、函館、小樽その海辺から見上げるようなビスタや函館山を見通せる周りにいろいろな博物館の伝統的な建造物を見ながら両側に見ながら、そういうものを保存したいと思いました。

そこには、風力発電や太陽光発電設備を作ってもらいたくないと思います。

また、逆に山側から、そのビスタを通じて海を見るときにも、海の水が見えるのがいいと思います。

小樽の倉庫も古い倉庫群があるので、そこに風力発電設備とか太陽光パネルとかを置いて欲しくない、そんなことも考えて文章化してみましたので、機会があれば、また説明させていただきたいと思います。私は、そのようなことを考えてみました。

以上です。

○愛甲会長 はい、ありがとうございます。いかがでしょう。

○廣田景観係長 今のお話いただいたような件は、今後の議論になるかなと思います。

○愛甲会長 はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。森副会長、お願いします。

○森副会長 資料、沢山ありがとうございました。二点ございます。まず、資料7-1のこれまでの施設の見え方の写真を色々ご準備いただいているのですが、ちょっと記憶が定かでないですけども、これまで道の届出対象として受理していた、届出があったものに対しては、基本的には、課題がないというスタンスでいらっしゃったかと思っています。

○廣田景観係長 一応問題になったケースはないと把握しています。

○森副会長 今回、例えば一番初めの厚岸町の山の斜面に太陽光パネルがあるのはこれも届出対象ですか。

○廣田景観係長 はい。

○森副会長 その地域からも景観の配慮とかに関する問い合わせはされて、特段何もないということで、よいという。

○廣田景観係長 ネガティブな意見はなく、審査終了という形にはなっている状況です。

○森副会長 でも実際やはりこういうふうに見ていくとどうなのだろうという問題提起として受けとめたらいいということですか。

○廣田景観係長 はい。

○森副会長 わかりました。ありがとうございます。それは今後ガイドラインの中で、もう少し配慮事項だとか、こういったところを、という話をしていきましようという出発点ということですね。わかりました。

それからもう一つ、資料5-1でいただきました洋上風力に関する動向としての、一定の準備段階に進んでいる区域のお話をいただきましたが、洋上風力以外で、いわゆる温対法で、地上のところでは促進していこうという区域設定の議論も多分進められていると思います。そういった情報と、今後資料7-1で

見られるような大規模なものが建ってくることとの、オーバーラップの部分が必ず出てくるときに、具体的な議論をしていかないといけないのかなと思いますが、そのあたりの状況を今日教えていただくことはできますか。

○**廣田景観係長** 促進区域については、現在、経済部のゼロカーボン戦略課、環境審議会の方で審議されている状況で、まだ決定には至っていないようです。促進区域になりますと国からいろいろ支援が得られるようになるということで、促進区域ではないからと言って建てられなくなるという訳ではないという状況です。

○**森副会長** ありがとうございます。促進区域にならなかったとしても、今のように自治体の条例があるようなところで、色々とトラブルが発生しているような状況は、特段回避されるとかそういった話ではないことは承知しています。しかし一方では促進しようというような追い風があるところに対して、例えば、歴史的なものや文化的な背景があるような地域に促進地域が含まれてくるようなことがないようにということや、先ほどの歴史的な景観の保全の部分とも関係しますが、縦割りと言ったら変ですけれども、促進しようという部署と、景観をきちんとしようという部署とで話を別々にしていても、あまり良くないと思います。ですので、そのあたりの横軸、そこは今後のガイドラインとして立てる時のポイントのみならず、面的なゾーニングみたいなところも含めて議論ができるようにしたらいいのではないかなと個人的には思っておりました。以上です。

○**平舘課長補佐** ありがとうございます。実は経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課風力係と打ち合わせをしまして、当方でこれからガイドラインの改定に向けて動きを始めますということで、今後お互い情報共有をしながら、お互いが齟齬のないように進めましょうというところは意思確認をしているところでございます。

また、環境審議会の方で現在議論になっています温対法の促進区域・非促進区域についてですけれども、各市町村、もしくは道庁の各関係部局において、促進区域にして欲しいところとして欲しくないところを、それぞれ挙げていただいたものを委員の先生に議論していただいているということになりますので、各市町村の方で、促進したい区域はここ、歴史的文化的なところは促進してほしくないなど、資料を読む限りではそう進められていると感じているところですが、ただ、まだ決定には至っておらず、現在審議中ということですので、状況を注視して参りたいと思っております。今後も、経済部とも情報交換をしながら、進めて参りたいと思っております。

○**愛甲会長** 私も質問してもいいでしょうか。環境審議会でも議論しているわけですよね。歴史的文化的な観点について議論できているのでしょうか。

○平舘課長補佐 すみません、そこまでの中身までは詳しく承知していないのですが、これからは議事録等を読み解いていったり、もう一度環境審議会担当により詳しく聞きに行ったりすることは考えております。

○愛甲会長 私が知る範囲だと、環境審議会にもいたことがあるので大体想像つきますが、基本的には生物関係や環境関係の先生方で構成されているはずで、そうなると出てくる話は基本的に、例えばバードストライクの問題や生物のハビタットへの影響などで、基本的には促進すべきでない区域というのは、そこをどう位置付けて外そうという議論をしているはずで。

そこではございますが、景観審議会でも今回ガイドラインの話をして、さきほど中田委員が区域区分の話を中心とされましたけど、我々がここで議論をする時に、例えばそういう促進区域と促進すべきでない区域のような議論が進んでいる中で、景観の観点から促進すべきでない区域のようなことを言うことは可能なかどうか。そこまで北海道の方としては、今回ガイドラインの改定をするときに、考えてらっしゃるかということを知りたいのですが、いかがでしょうか。

○平舘課長補佐 景観のことについて、まだ議論途中ではありますので、当課から経済部の方にこういったところは入れて欲しくないということを伝えるチャンスはまだあると思います。確認はしてみます。

○愛甲会長 例えば、先ほど整理していただいた、自治体で作ってらっしゃる条例やガイドラインの中には、景観条例とか景観計画で指定している区域について特に厳しい規定を設けたり、そういうところを除外すべき区域があったりしますよね。私が言っているのは、こういうことを実際にやるかどうかということです。それは、環境審議会でも議論することではないと思いますし、それを環境審議会に任せていいのかということが言いたいのですがどうでしょうか。

○樺澤都市計画課長 会長のお話は了解しました。確かにおっしゃるとおりです。環境は環境の面でしか考えていないし、それをもとに促進地域が決まっていくという話に対しまして、こちらの景観審議会でも何をもちょうろで審議していくのかというのが課題だということがあったかと思っております。今後、部会等を開催しながら私どもなりの、景観面で例えばサジェスションのありました数値的な目標等を具体化していけるのであれば、途中途中で情報公開しながら、促進区域へ影響させるのか、はたまた促進区域は促進区域として、景観の面で別途の情報を出していくのか。ガイドラインの位置付けを、調整させていただきたいと思っております。

○愛甲会長 それは私も理解していますので、その辺を調整していただいて、できれば部会での議論が始められるようにしていただければと。どちらの面でも一方的にならないことが大事で、せつかく我々の方と色々、例えば数値基準

も含めて議論して、それを景観審議会の方で決めたとしても、そういうのが対象になりそうな場所が実際に促進区域になってしまっていますよとなると、あれってということになってしまいますので。

ただ促進区域になったとしても、景観上こういうことを配慮してくださいという意味での役割を果たせると思うのですが、どういうふうにこのガイドラインを有効に機能させるか、使っていただくかというところと関係してくると思いますので、ぜひその辺は庁内での調整が大変だと思いますがよろしくお願ひしたいと思います。

○樺澤都市計画課長 了解いたしました。

○愛甲会長 あともう何点か私質問してよろしいですか。

一つは、森先生がさっき言われていた、私も前に一回聞いたような気がしますが、現行の平成27年に作ったガイドラインに基づいて、実際審査対象となったのが何件あって、その結果は全て皆さん配慮されてOKになっているということで良いのでしょうか。何件ありましたでしょうか。

○廣田景観係長 すみません、今すぐには出てこないです。

○愛甲会長 わかりました。ちょっと整理しておいていただいて、実績として現行のガイドラインがどのように使われたかというのは、見直しを検討する場合には、重要な情報になると思いますので、できれば一覧か何かで作っておいていただくと助かると思います。先ほどの例にもあったように、それがちゃんとフォローできてないと、逆に現行ガイドラインのどういうところに課題があるのかも確認できないので、整理しておく必要があるかなと思って質問させていただきました。

それからもう一点、これは資料の作り方のお願いで、この1の資料なんかで凡例がないところがあって、例えば、スケジュールの前、区域指定の前の図のところなど、私がぱっと見てわからなかったりしたところがあるので、資料に凡例をつけていただければという話の一つです。

それから資料の6について一つ質問があって、アンケート調査の守りたい景観資源という中で、基本的にはそれぞれの市町村単位で回答していただいているのですが、市町村をまたがるような話は出てきたりしませんでしたか。要は、うちの町から見えている、海岸が繋がって海の向こう側にある岩、利尻山なんかまさにそうだと思いますが、そういう市町村をまたがるようなところで、視点場と視対象が異なる市町村に存在するところが守りたい景観の対象で上がってきた例はなかつたらどうかというのは気になったのですが、いかがでしょうか。

○原主事 はい。基本的には利尻山を臨む部分が跨がる場合が多かったかと思います。沿岸にあるような景観資源については基本的には視点場と対象とする

景観資源が大体隣接しているような場所にはなりますが、やはり海を跨がった部分については、市町村も跨ぎますし、視点場と景観資源が異なってくるような部分がありました。

○**愛甲会長** わかりました。北海道として作るガイドラインなわけですからそれぞれの市町村のガイドラインではカバーできないのはそういうところだと思います。市町村を跨がって存在しているようなものについて、北海道として、価値を持つ景観を守っていくという視点が必要だと思いますので、そういったようなことがあれば気を付けなければいけないかと思って確認させていただきました。はい。以上でございます。

他の方からは何かありますか。長谷山委員お願いします。

○**長谷山委員** 長谷山でございます。皆さんのお話の中で、今日の話が整理されてきていると思いますが、いくつか話させていただきたいと思います。

再生エネルギー関係のガイドラインや条例を定められている自治体が結構あると思いました。景観行政団体になっていなくても、再エネ関係のガイドラインを作っているということですので、再エネに関することは景観に非常に影響がある、もしくは重要であるということの意識の現れかと思っておりまして、これからの議論が非常に重要になるなと感じた次第であります。

先ほどお話がありましたアンケートの話で質問したいところがございます。アンケートで非常にびっくりしたのが、今回の調査対象の32市町村の中で守りたい景観があるというのが、その半分以下の13市町村だったというのは結構ショックでありました。

そこで聞きたかったのは、質問をした部局は経済系の再エネを推進する部局なのか、景観系なのか、もしくは企画系のところに聞いたのか、どういった部局が質問の回答者なのかというのを聞きたかったのですがいかがでしょうか。

○**原主事** 回答者の個別のデータが今手元にないので、具体的にはお答えできないのですが、景観を担当している部署の方に質問をかけまして、そこから転送されて企画系の部署が答えているような市町村もございました。ですので、必ずしも景観を担当している部署ではなくて、再生可能エネルギー関連を担当している部署が回答しているような市町村もあるかと思えます。

○**長谷山委員** ありがとうございます。これが先ほどお話されていた環境の関係と景観の関係とがなかなか上手くいってないところの一つなのかなと思っておりました。

資料5—1で、「洋上の有望な区域」の中でも経済産業省と国土交通省が共管でと書いてありまして、本来でいけば、国土交通省の中には都市計画課もあって景観もあるという部署ですが、景観を加味せずに、有望な区域としているような感じもしているのもので、先ほど会長のおっしゃった部局間を含めて

この景観審議会でも議論していくことが重要であると思いました。

あと最後になりますけれども、写真でいろいろ見せていただきました、今回のシミュレーションもそうですし、すでに許可されているものというところで、前回の会議では多くの北海道内の再生可能エネルギーの状態を見ることができませんでしたが、今回俯瞰して見ることでできたものですから、いろいろ議論がこれからできるかなと思っております。

私の感想といたしましては、再生可能エネルギー施設の景観は、やはり影響はあると思いました。ただその影響は、見たい景観のところにあるのか、人が行かないところにあるのか、先ほど会長もおっしゃっていた生み出す景観と言いますか、あることによって良いなと思う部分ももしかしたらあるかもしれません。ただし、どちらにしてもこの再生エネルギーに関する施設については、大きく景観に影響はあるということは、改めて感じた次第であります。以上です。

○愛甲会長 ありがとうございます。伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 非常に初歩的な質問になりますが、資料4のトラブルや反対事例、この辺の内容を非常に興味深く拝見していました。この中で出てきた言葉としては、心配や不安など、そういうこれから何が起こるのかわからない不安みたいなお話をおっしゃっている方が随分ありました。

質問は、この中で説明会がなかったというお話がありましたが、一般的にガイドラインとか景観に関しては、説明会の制度化や義務化があるのかどうかです。

個人的な話になりますが、私が住んでいるところでかなり大掛かりな用途変更がありまして、大きい施設や鉄塔がなくなって住宅地になったという場所でした。それだけ大きいことがありましたが、住民への説明が全くなかったのので、心情的にはかなり不満に思っている方がいたまま、事業が進み、完成するということがありました。自分事として考えると、そういったものというのは皆さん共通に不安に思っていると思います。それで説明の制度等がもしあるのであればお聞きしたいと思います。

○廣田景観係長 再生エネルギーに関しては、市町村の方で独自で条例等を立てられる場合は、そういう対住民の不安を取り除くという意味で事前に事業の説明会を開催させること義務づけるとしている自治体もございます。

ただ現状北海道の状況としてはそういうものは義務づけておりません。

○愛甲会長 はい。森副会長お願いします。

○森副会長 今のご指摘は大変重要だと思っております。各市町村さんが条例を作られている背景には、急に何の連絡もなく気づいたら設備ができていたということがあってトラブルになり、それを未然に防ぐためにまずは届出をして

もらい、役場としては情報を掴んでおきたいというところが一義的にはあるように思いました。

今回条例が定まっている市町村もあれば、北海道の景観計画の中ではそこがないところもたくさんあると思います。ガイドラインで数値的なこと、ゾーンのなことや配慮事項など目で見える枠組みのガイドラインはできたとしても、自治体や住民の皆様に対しての説明といった仕組みは、どうお考えになられていますでしょうか。

○樺澤都市計画課長 報道の情報ですけれども、経産省の方で昨年12月に、法改正に向かうという発表がされているところです。施行がされているかどうかかわからないところで申し訳ないですが、住民説明会は今義務化の方向で進んでいると認識しています。

○森副会長 それは経産省の方のFIT法の枠組みですよ。

○樺澤都市計画課長 設置段階できちんと住民への説明会を行うということでございます。

今後景観の面でどうなるかという話ですけれども、例えば、景観の視点をPRすることで、住民の方々に景観を意識した上で説明会に参加していただくということも可能になりますし、そういった運用も含め、当審議会あるいは部会でご審議いただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○愛甲会長 はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

大体、今日の時点でのご意見やご質問が出尽くしたところだと思いますので、このあたりも参考にさせていただいて進めていただければと思います。

(2) 部会の設置について

○愛甲会長 次に部会の設置についてです。見直す際の具体的な作業を行う部会の設置について、資料8の説明をお願いいたします。

○廣田景観係長 はい。今後の議論の進め方について、資料8で部会設置の提案ということでご説明させていただきます。

再生可能エネルギー発電設備を巡るトラブルの関係や温対法に基づく促進区域の指定が見込まれる地域がありますので、景観計画等の見直しを行う必要があるのではないかと考えております。我々の景観審議会の方では、太陽電池・風力発電設備設置に係る景観ガイドラインの見直しの検討・議論を行う、検討部会を設置させていただきたいと考えております。

議論の進め方としては、今回、第53回景観審議会の後、検討部会を月1回程度のペースで開催して議論を深めつつ、来年、第54回景観審議会を開催し、そこで素案をお示しするような形にしたいと考えています。

資料 8 に付随しまして、部会設置に関する要領案をお配りしています。部会の区分の中に新たに検討部会を追加する形にして、部会を設置したいと考えています。部会のメンバーについては、審査部会のメンバーをそのまま引き継ぎたいと考えております。

○愛甲会長 この場で賛成を取って承認をすれば良いですね。

今説明がありました。部会を 3 回ほど開いて、2 月下旬から 3 月に予定される次の第 54 回景観審議会で検討会の結果を報告する、審査部会のメンバーをもってそれにあてるというご説明でしたが、ご承認いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、中田委員どうぞ。

○中田委員 審査部会ですが、今回新しく就任された池ノ上委員も入れていただければと思いました。また、私は入っているかどうかわかれば教えてください。以上です。

○愛甲会長 前回の資料にあります、前回の審査部会を決めた時にすでに上田委員が海外に行かれるかもしれないという話がありましたので、後任の委員の方を上田委員の代わりに当てるということで審査部会については決めているのと、中田委員自身も審査部会に入ってもらっていますのでよろしく申し上げます。会長、副会長それから池ノ上委員、津田委員、中田委員ということですね。よろしいでしょうか。

(委員から異議なしの声)

それでは検討部会で審議を進めたいと思いますので、部会に入られている方は密度濃くやることとなりますが、よろしくお願いいたします。

以上で、審議事項を終わりますが、何かご意見などありますでしょうか。

4 報告 道内市町村の景観行政団体への移行状況について

○愛甲会長 では報告事項について、事務局から説明をお願いいたします。

○廣田景観係長 報告事項として、資料 10 をご覧ください。

道内市町村における景観行政団体への移行状況について、まさしく昨日 8 月 1 日に中富良野町が景観行政団体に移行したというご報告になります。

今のところ道内では 24 ヶ所の市町村が景観行政団体になりましたというご報告になります。

○愛甲会長 はい、ありがとうございます。何か、ただいまの説明にご意見やご質問はございますか。はい、中田委員。

○中田委員 前回は報告しましたが、都市計画法の地区計画制度というのがあ

って、北海道の市町村で地区計画を決めているところが34あります。そのうちの11市町村が景観計画を策定してしまっていて、残った23市町村をざっと読み上げます。今準備しているというのも当てはまるかもしれませんが、順番に江別、北広島、石狩、北斗、七飯、鷹栖、室蘭、伊達、釧路、帯広、音更、芽室、幕別、岩見沢、苫小牧、白老、厚真、安平、稚内、名寄、恵庭、滝川、江差です。次の景観計画策定予備軍としてお声がけなどしていただければと思います。

そのために道として景観計画策定の手引きも作る予定がありますとは言えないかもしれませんが、そういうことで景観行政団体の市町村を増やしていければと思います。以上です。

○**廣田景観係長** 景観行政団体移行については、我々の方でも、市町村さんを集める機会があればアピールはしている状況でございます。

ただ、北海道から強制はできないもので、市町村の意思によって移行するという形になっていますので、なかなか一気に件数が増えるという状況ではないです。以上です。

○**愛甲会長** はい、ありがとうございました、

以上で報告事項まで終わりました。ほかに委員の皆様から何かそれ以外のことでありますでしょうか。はい、津田委員どうぞ。

○**津田委員** 議事の際に言うべきでしたが、今度までにもし可能だったら調べていただきたいことがあります。

許可制にしてほしいとか禁止区域の設定をしてほしいという声があったという話でしたが、いろいろ資料出してもらった中では届出制が基本かと思いました。

許可制を取っているような自治体はあるのかということと、許可制を取った方が訴訟のリスクがあるというのは確かにありまして、不許可処分の取り消し訴訟や許可処分の取り消し訴訟を市民や事業者からされる可能性はあるので、リスクが上がるというのはそのとおりだと思います。現在そのスキームでも禁止地域などを定めているわけで、その中で訴訟が提起されたことが実際にあるのかということです。北海道でも全国でもいいのですが、再エネの施設に関する規制に係る訴訟が提起されたことがあるかを知りたいです。

もし訴訟の中で、それが提起されていたとしたら、ガイドラインがその訴訟の中でどういう位置付けをされているのかは参考になると思うので、もし調べられたら、次回か次々回でもけっこうですので調べていただけるとありがたいです。

○**廣田景観係長** 独自条例で禁止区域等を定めている場合に訴訟リスクがあるかと思いますが、そういった時に訴訟を起こされた事例があるかということで

よろしいでしょうか。

○津田委員 河川法で事業者が取り消し訴訟を提起した事例は見たことがありますが、こういう規制、こういう条例とかの規制でそういう事例があるのか知りたいです。

○廣田景観係長 景観法は基本的に届出制なので、そういう事案が発生したことはないと思いますが、独自条例に関しては確かにそういうリスクがあるので、我々も調べてみます。

○愛甲会長 はい、ありがとうございます。他にいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは以上で議事を終了して、事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

閉会

○平舘課長補佐 愛甲会長ありがとうございました。委員の皆様には、ご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の日程を終了いたします。次の検討部会につきましては、部会員の皆様にご連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで終わりたいと思います。本日はありがとうございました。